



凡 例

敷地全域

令和6年1月12日訂正 指定済み形質変更時要届出区域(届指-429号)

令和5年11月24日指定済み形質変更時要届出区域(届指-429号)

単位区画線

境界(敷地全域は4筆よりなる。その内今回指定する区域は2筆-大阪市鶴見区焼野二丁目13番1、三丁目13番3の各一部)

今回指定を解除する形質変更時要届出区域

<起点>

起点は、大阪府守口市南寺方東通六丁目149番2の敷地最北端とした。

<格子の回転角度>

起点を支点として、東西南北及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線を右に55°19'18"回転させて得られる線により、敷地全域を区画した。

形質変更時要届出区域図面